

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第4号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 株式会社大阪港トランスポートシステム

所管所属：大阪港湾局

通知を受けた日：令和5年11月22日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>1 本法人の会計処理について改善を求めたもの 今回の監査において、本法人の会計処理を確認したところ、次の事実が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法人では、令和2年3月期及び令和4年3月期の地方税申告書において、法人税等の還付加算金があるにもかかわらず、事業税の外形標準課税の付加価値割を算定するに当たっての純支払利子の計算において減算されていなかった。 ・本法人では、令和3年度に固定資産の大規模改修を実施し、石綿レベル3建材を除去したことで資産除去債務の金額を合理的に見積ることができるようになったにもかかわらず、令和3年度決算において当該債務額を計上していなかった。 <p>[指摘事項1] 本法人は、外形標準課税の計算に関する知識を習得するとともに、必要な指導を顧問の税理士に仰ぐ等、適正な会計処理が行える仕組みを講じられたい。</p> <p>また、資産除去債務の負債計上において、法令改正により有形固定資産に使用されている有害物質等を除去する義務が新たに生じた場合は、法人内で網羅的に把握するとともに、必要な指導を 監査役又は会計監査人に仰ぐ等、適正な会計処理が行える仕組みを講じられたい。</p>	<p>【外形標準課税の算定】 令和4年度決算処理において、数度にわたり顧問税理士と面談し、当社での算定を基礎に、決算処理過程で指導を求めた。 その過程において、算定におけるチェックリスト等での確認の指示があったのち、その算定が適正であるとの判断を得た。 これをもとに、6月の確定申告に向け顧問税理士に申告事務を依頼するとともに、これと並行して社内決裁等で再確認を行い、適正な申告を行うこととし、次年度以降もこのような過程を経て適正な申告に努めることとする。 なお、今回の指摘事項である点については、令和4年度においても同様の事項があり適正に処理を行っている。</p> <p>【資産除去債務の会計処理】 令和4年度決算処理における資産除去債務の認識について、その内容及び法改正等を会計監査人へ確認するとともに指導を仰ぎ、本年度においては、会計処理すべき資産除去債務はないという判断に至った。次年度以降も単価変動なども含め、その会計処理の認識について、会計監査人への確認及び指導を仰ぎ、判断することとする。</p>	措置済	令和5年5月26日
2	<p>2 取締役会承認計算書類等の確認について改善を求めたもの 本法人の令和2年度及び令和3年度の計算書類及びその附属明細書について、会計監査人が監査したものと取締役会が承認したものを確認したところ、注釈が漏れているなど、一部不一致が生じていた。</p> <p>[指摘事項2] 本法人は、計算書類等の監査等の重要性を再認識し、取締役会への提出資料については、適正な手続を経たものであることを確認する仕組みを講じるとともに、ルールの周知徹底を図られたい。</p>	<p>取締役会開催に向けた社内会議資料作成時に、総務課・企画経理課担当者にて、会計監査人に提出する計算書類及びその附属明細書の案をもとに、取締役会付議資料と相違が無いか確認した。 その後、会計監査人による監査後の計算書類及びその附属明細書を使用し、総務課・企画経理課管理職にて取締役会付議資料と相違が無いか確認、取締役会に付議した。 次年度以降も今年度と同様の事務を行えるよう、事務マニュアルに今回の過程を盛り込み、担当者に周知し、遺漏なく対応できるようにした。</p>	措置済	令和5年6月6日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>3 財務諸表等の開示について改善を求めたもの</p> <p>本法人は、従来から開示すべき時価として、土地については不動産鑑定評価基準による貸家及びその敷地としての鑑定評価額を基準とした価額を、その他の資産については重要性が乏しいものとして帳簿価額等を基準とした価額を採用していた。そのため、賃貸等不動産に関する注記のうち、トラックターミナルに係る建物分について、まずは重要性が乏しいかどうかの判断が必要であったにもかかわらず、重要性が乏しいとの前提のもと、不動産鑑定評価基準による貸家及びその敷地の価額ではなく、帳簿価額を基準とした評価額を時価として注記金額に含めていた。</p> <p>[指摘事項3]</p> <p>本法人は、賃貸等不動産の時価等の開示を適切に行うため、重要性の判断基準を定め、当該業務に関わる者への周知徹底を図りたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、会計監査人とも協議した結果、重要性の物件区別を明確にし、その判断基準として、重要性が高いものである土地と、重要性が乏しいものである建物等の償却資産に分けることとした。</p> <p>土地：社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）とする。</p> <p>建物：企業会計基準適用指針第23号「賃貸不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第33項に基づき、適正な帳簿価格をもって時価とし、開示する。</p> <p>また、この内容を担当者に周知した。</p>	措置済	令和5年5月26日